

第三十回 帝國議會 貴族院議事速記録第八號

大正二年三月二十二日(土曜日)

午前十時三分開議

議事日程 第八號 大正二年三月二十二日

午前十時開議

- | | |
|----------------------------|------|
| 第一 廢兵院法中改正法律案(政府提出案) | 第一讀會 |
| 第二 刑事略式手續法案(政府提出案) | 第一讀會 |
| 第三 米及粳移入稅廢止ニ關スル法律案(衆議院提出案) | 第一讀會 |
| 第四 運河法案(衆議院提出案) | 第一讀會 |
| 第五 國力増進ニ關スル建議案(前田正名君發議) | 第一讀會 |
| 第六 水難救護法中改正ノ請願 | 會 |
| 第七 朝鮮米移入稅撤廢ニ關スル請願 | 會 |
| 第八 郵便局設置ノ請願(文書表第五十三號) | 會 |
| 第九 借地權救濟ニ關スル請願 | 會 |
| 第十 廣島江津間鐵道速成ノ請願 | 會 |
| 第十一 川邊能代間鐵道速成ノ請願 | 會 |
| 第十二 登記所設置ノ請願 | 會 |
| 第十三 郵便局設置ノ請願(文書表第六十七號) | 會 |
| 第十四 膽振鐵道速成ニ關スル請願 | 會 |

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔東久世書記官朗讀〕

去ル十九日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

會計檢査院法中改正法律案

會計檢査官及行政裁判所高等官ノ休職ニ關スル法律案

同日本院ニ於テ否決シタル左ノ衆議院提出案ハ第二讀會ヲ開カサルコトヲ議決シタル旨ヲ衆議院ニ通知セリ

貴族院議事速記録第八號

大正二年三月二十二日

議長ノ報告

未成年者飲酒取締ニ關スル法律案

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ建議ハ文書ヲ以テ即日之ヲ政府ニ呈出セリ
教育調查機關ノ設置ニ關スル建議

同日議員前田正名君ヨリ五十八名ノ賛成ヲ以テ國力増進ニ關スル建議案ヲ發議セリ

同日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

運河法案特別委員會

委員長 伯爵川村鐵太郎君 副委員長 一木喜德郎君

同日豫算委員會ニ於テ決定シタル分科擔當委員ノ兼務左ノ如シ

第三分科擔當委員 江木千之君

第四分科兼務

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

刑事略式手續法案修正報告書

請願委員會特別報告第五號

一昨二十日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

愛知縣下郡廢置法律案特別委員會

委員長 伯爵吉井幸藏君 副委員長 深野一三君

土地收用法中改正法律案特別委員會

委員長 高木豐三君 副委員長 子爵青山幸宜君

同日特別委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

運河法案修正報告書

刑法施行法中改正法律案否決報告書

民事訴訟施行條例中改正法律案可決報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

廢兵院法中改正法律案

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

米及粳移入稅廢止ニ關スル法律案

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ハ本院ノ議決ニ同意シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

遺失物法中改正法律案

同日請願委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

請願文書表第六回報告書

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、議事日程第一、廢兵院法中改正案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、……通牒文ノ朗讀ハ省略ヲ致シテ御異存ゴザイマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔左ノ送付文及議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

廢兵院法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正二年三月二十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

廢兵院法中改正法律案

廢兵院法中左ノ通改正ス

第三條 廢兵院ニ收容中ノ者ニハ恩給ノ支給ヲ停止シ其ノ親族ニ扶助料ヲ給ス

給ス

前項ノ扶助料ニ付テハ軍人恩給法ノ扶助料ニ關スル規定ヲ準用ス但シ其ノ年額ハ軍人恩給法第二十八條第一項第三號ノ金額ニ依ル

軍人ノ兄弟姉妹ニシテ第一項ノ扶助料ヲ受ケタル者ニハ軍人恩給法第三十四條ノ扶助料ヲ給セス

附則

本法ハ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵木越安綱君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵木越安綱君) 木案ハ廢兵院ニ收容シテアリマス所ノ廢兵ニハ總テ恩給ヲ停止シテアリマス爲ニ、廢兵ノ家族ニ困難ヲスル者ガアリマスノヲ救護スル爲ニ、軍人恩給法ノ規定ニ據リマシテ退職恩給、免除恩給ヲ受クル者ガ死歿シマシタルトキニ其家族ニ扶助料ヲ與ヘマス額ニ相當シタルモノヲ廢兵ノ家族ニ給與スルト云フコトデアリマス、要スルニ是ハ廢兵ヲ優遇スルニ外ナラヌノデアリマス、詳細ノコトハ委員會ニ於テ説明ヲ致シマス、ド

ウゾ御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希ヒマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔仙石書記官朗讀〕

廢兵院法中改正法律案特別委員

子爵久留島 通簡君 子爵丹羽 長德君 男爵沖原 光孚君
男爵山名 義路君 男爵山内 長人君 男爵梨羽 時起君
男爵本多 政以君 福永吉之助君 田島 竹之助君

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第二、刑事略式手續法案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕
刑事略式手續法案

右別冊ノ通修正セリ依テ及報告候也

大正二年三月十九日

右特別委員長

公爵德川 慶久

貴族院議長公爵德川家達殿

刑事略式手續法

第一條 區裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ其ノ管轄ニ屬スル刑事ノ事件ニ付公判前略式命令ヲ以テ罰金、拘留又ハ科料ヲ科スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ同時ニ沒收ヲ科シ其ノ他附隨ノ處分ヲ爲スコトヲ得

略式命令ハ被告人ニ其ノ正本ヲ送達シテ之ヲ爲ス但シ裁判所書記本人ニ正本ヲ交付シタルトキハ送達アリタルモノト看做ス

第二條 略式命令ノ請求ハ公訴ノ提起ト同時ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第三條 裁判所ハ前條ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件略式命令ヲ爲スコトヲ得又ハ之ヲ爲スコトヲ相當ナラサルモノト思料スルトキハ通常

ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲スヘシ

第四條 裁判所ハ略式命令ヲ發スル前被告人ニ對シ書面ヲ以テ其ノ豫告ヲ爲スヘシ

被告人ハ豫告ヲ發シタル日ノ翌日ヨリ起算シ三日内ニ書面ヲ以テ異議ノ

〔小字ハ特別委員ノ修正
ハ同削除ノ符號〕

申出ヲ爲スコトヲ得

被告人遠隔又ハ交通不便ノ地ニ在ルトキハ裁判所ハ附加期間ヲ定ムルコトヲ得

第五條 略式命令ノ豫告ニハ被告事件、科スヘキ刑及附隨ノ處分並前條ノ期間内ニ異議ノ申出ヲ爲ササルトキハ略式命令ヲ爲スヘキ旨ヲ明示スヘシ

第六條 裁判所ハ異議ノ申出アリタルトキハ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲スハシ

裁判所豫告ヲ爲シタル後第三條ノ事由アリト思料スルトキ亦前項ニ同シ

第七條 略式命令ニハ罪ト爲ルヘキ事實、適用スヘキ法令ノ規定、科スヘキ刑及附隨ノ處分並正本ノ送達アリタル日ヨリ五日^七内ニ正式裁判ノ申立ヲ爲スコトヲ得ヘキ旨ヲ明示スヘシ

略式命令ノ原本ニハ裁判所及年月日ヲ記載シ判事裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ

第八條 裁判所略式命令ヲ爲シタルトキハ檢事ニ其ノ正本ヲ送致スヘシ

第九條 刑事訴訟法第十九條ノ規定ハ略式命令ノ送達ニ之ヲ準用ス

第十條 略式命令ヲ受ケタル者ハ正本ノ送達アリタル日ヨリ五日^七内ニ正式裁判ノ申立ヲ爲スコトヲ得

刑事訴訟法第十五條乃至第十七條、第二百七條第二項、第二百四十七條及第二百四十八條ノ規定ハ前項ノ申立及其ノ期間ニ之ヲ準用ス

第十一條 正式裁判ノ申立ハ略式命令ヲ爲シタル裁判所ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

正式裁判ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ通知スヘシ

第十二條 正式裁判ノ申立ハ之ヲ拋棄シ又ハ第一審ノ判決アル迄之ヲ取下クルコトヲ得

第十三條 法律上ノ方式ニ違ヒ又ハ期間ヲ經過シタル正式裁判ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ抗告ニハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

シ裁判所ハ此ノ場合ニ於テ略式命令ニ拘束セラル、コトナシ

第十四條 正式裁判ノ申立ヲ爲シタル被告人公判ニ出頭セサルトキハ裁判所ハ對席トシテ裁判ヲ爲スヘシ

第十五條 正式裁判ノ申立ニ因リ判決アリタルトキハ略式命令ハ其ノ效力ヲ失フ

第十六條 略式命令ハ正式裁判ノ申立期間ノ經過又ハ其ノ申立ノ拋棄若ハ取下ニ因リ確定判決ト同一ノ效力ヲ生ス正式裁判ノ申立ヲ却下スル裁判確定シタルトキ亦同シ

第十七條 刑事訴訟法第二十條及第二十一條ノ規定ハ本法ニ依リ作ルヘキ書類ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔公爵德川慶久君演壇ニ登ル〕

○公爵德川慶久君 唯今議題トナツテ居リマス 刑事略式手續法案ニ關シマスル特別委員會ノ御報告ヲ申上ゲマス、此御報告ヲ致シマスノニ先タチマシテ先ヅ一言申上ゲテ置キタイコトガゴザリマス、ソレハ此法案ト裁判所構成法改正案、即チ區裁判所ノ廢合ニ關スル法律案トノ關係デゴザリマス、此法案ハ一ツノ獨立ノ法案デゴザリマシテ、區裁判所廢合ノ法律案ニ附隨シタ法律デナイノデゴザリマス、之ヲ言葉ヲ換ヘテ申上ゲマスレバ、此法案ハ現行法ノ儘ニ於テ之ヲ行ヒマシテモ甚ダ便利ノ多イ法案デアルケレドモ、區裁判所廢合ノ案ガ實施サレル場合ニ於テ之ヲ行ヒマスレバ、尙ホ一層適切ノ便益ガアラウト云フコトデゴザリマス、且ツ此案ハ衆議院ニ送付セラルベキ案デゴザリマスカラ、委員會ハ他ニ幾多懸案ガアルニ拘ラズ、此案ヲ先ヅ以テ第一ニ議シシタ次第デゴザリマス、右様ナ次第デゴザリマスカラ、委員會ハ先ヅ枝ヲ矯メテ而シテ後ニ幹ヲ定メルト云フ順序ヲ採ツタノデゴザリマセス、此點ヲ念ノ爲ニ一言申上ゲテ置キマス、委員會ノ經過ハ既ニ御承知ノ如ク此案ヲ大體ニ於テ可ト認メタ次第デゴザリマス、唯其内容ニ付イテ一二ノ修正ガゴザリマシタ、先ヅ委員會ハ此案ヲ大體ニ於テ可ト認メマシタ理由ノ大要ヲ申述ベマスレバ、本案ノ目的ト致シマス所ハ、過日司法大臣ガ當議場ニ於テ説明セラレマシタ通り、罰金トカ拘留トカ其他輕微ノ犯罪ニ付イテハ成ルベク其

手數ヲ省略シタイト云フノガ此法案ノ目的デゴザイマス、ソレデ此法案ノ爲ニ裁判所ハ煩雜ナル手續ヲ省略シ、ソレト同時ニ被告人モ亦時間ト費用ノ點ニ於テ累ヲ免レルコトガ出來ルノデアリマシテ、委員會ハ之ヲ至極便益ナ案ト認メタ次第デゴザイマス、又一方ニ被告人ガ若シ正式ノ裁判ヲ仰ギタイト云フ希望ガアル場合ニハ正式ノ裁判ニ依ルト云フ途ヲ開イテゴザリマスカラシテ、此法案ハ決シテ憲法ノ精神ニ違反スルト云フコトハ無イデアリマス、且ツ尙ホ一ツノ參考ト致シマシテ歐洲諸國ノ立法例ニ徴シテ委員會ハ之ヲ大體ノ精神ニ於テ可ト認メタ次第デゴザイマス、尙ホ此法案ノ内容ニ付イテ少シク御報告申シマスレバ、茲ニ一ツ修正意見ガ出タノデゴザリマス、此修正意見ノ骨子ト致シマス所ハ、此原案ニゴザリマス略式命令ノ豫告ト云フモノヲ此原案カラ削除シタイト云フノガ其骨子デゴザリマス、今少シク其理由ヲ申上ゲマスレバ、元來此法案ハ手續ヲ簡易ニシヤウト云フノガ目的デア、略式命令ノ豫告ト云フコトハ成ルホド丁寧デ且ツ親切ナルコトニ違ヒハナイ、ケレドモ命令其モノガ一種ノ豫告ノヤウナ性質ヲ帶ビテ居ルモノデア、以上ハ、其又豫告即チ略式命令ノ豫告ト云フモノハ餘リ鄭重デアリハシナイカ、是ハ要ラナイデハナイカ、同時ニ又各國ノ諸國立法例ニ徴シマシテモ、略式命令ノ豫告ト云フ例ヲ見ナイ、旁、是ハ削除シタ方ガ宜クハナイカト云フノガ此修正意見ノ骨子デゴザリマス、之ヲ案ニ就イテ具體的ニ申上ゲマスレバ、原案ノ第四、第五、第六、此三條ヲ削除スルト云フコトニナルノデゴザリマス、若シ此修正説ヲ容レルト致シマスレバ、茲ニ附隨シタ一ツノ修正意見ガ亦出ルノデゴザリマス、ソレハ即チ豫告、豫告ト云フコトヲ取リマスレバ、此豫告ノ期間ト云フモノハ三日間アルノデゴザリマス、是ガ同時ニ削除サレマスコトニナリマス、從ッテ第七條並ニ第十條ニゴザリマス五日ト云フ期間ハ餘リニ短クナリハシナイカ、故ニ之ヲ七日ニ改メタイト云フノガ此附隨シタ修正意見デゴザリマス、委員會ニ於キマシテハ此修正説ハ大多數ヲ以テ賛成サレタノデゴザリマス、大體右様ノ經過ヲ以テマシテ委員會ハ此案ヲ修正可決シタ次第デゴザリマス、故ニ此案ガ實施サレマス場合ニハ、原案ヨリ尙ホ一層手續ガ簡易ニナリ、即チ此法案ノ精神ガ貫カレルト云フコトニナルノデゴザリマス、以上ヲ以テ御報告ヲ終リマス

○議長(公爵徳川家達君) 採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○男爵田健治郎君 私ハ此場合ニ、此二讀會ハ次ノ日マデ御延期ヲ願ヒタイト云フ動議ヲ起シマス、唯今此修正ノ御説明ガゴザリマシタガ、ドウモ是ハ餘ホド人民ノ權利ニ關スル……

○議長(公爵徳川家達君) 田男爵ニ申上ゲマスガ、直チニ第二讀會ヲ開クベシト云フ動議ガマダ出テ居リマセスカラ、出テ居リマセス以上ハ、規則ニ依ッテ當然時日ヲ經ルノデゴザイマス、御注意イタシテ置キマス

○男爵田健治郎君 宜シウゴザイマス

○富井政章君 ソレデハ直チニ第二讀會ヲ開クト云フ發議ヲシタイト思ヒマス、此案ハ是カラ衆議院ニ回ラスナラヌノデ、サウシテ會期ハ非常ニ切迫イタシテ居リマス、此法律案ハ刑事ノ裁判手續上ノ一大進歩ヲ來タス法案デアリマシテ、訴訟手續ヲ簡便ニスルコトハ非常ナモノデアラウト思ヒマス、獨逸、澳地利ノ如キモ斯ウ云フ立法ヲ實施シテ非常ニ好結果ヲ擧ゲテ居ルノデアリマス、殊ニ今回、裁判所ノ人員ヲ減少シ、區裁判所ノ權限ヲ擴張シ、裁判制度ノ上ニ一大刷新ヲ加ヘラレルト云フコトニナリマス以上ハ、斯ノ如キ立法ハ益々時勢ノ必要ニ適應シタモノデアラウト考ヘマス、此法律ガ施行セラレタラバ七万七千何件ト云フモノガ左様ニ便宜法ニ依ッテ裁判ノ結果ヲ得ルノデアリマシテ、被告自ラモドレダケノ便宜ヲ得ルコトデアラウカ分ラヌト思フノデアリマス、會期ハ今二三日ヲ剩スノミデアリマシテ、是ヨリ衆議院ヘ送付セラレネバナラス議案デアリマスカラ、ドウカ此法律ハ即時ニ議定セラレムコトヲ私ドモハ切ニ希望イタシマス

○奥山政敬君 賛成イタシマス

○伯爵寺島誠一郎君 賛成イタシマス

〔其他「賛成」ト呼フ者アリ〕

○男爵田健治郎君 延期説ヲ述ベタイト存ジマスガ、宜シウゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス

○男爵田健治郎君 唯今、富井君ヨリ即決論ガ出マシタガ、私ハ此原案ヲ以テ最モ良ク出來テ居ルモノト思フノデアリマス、此原案ハ豫告ト云フコトデアリマスカラ、若シ豫告ガナイ……我々ハ唯警察官ナリ或ハ收税官ナリ其他ノ認ムル所ニ依ッテ、意外千萬ニモ何等ノ關係モ無ク、何等ノ知ラヌコトニ向ッ

テモ直チニ刑ノ宣告ヲ受ケルカモ知レヌ、其場合ハ正式裁判ヲ求メテ此屈辱ヲ救済スルコトハ出來マスケレドモ、兎ニ角一旦ハ我々ノ頭ニ刑ノ宣告ガ來ルノデアリマス、是ハ實ニケシカラヌ大切ナルコトデアアル、豫告ヲスレバ我々ガ何等知ラヌコトニ向ッテ、オ前ニ向ッテ斯ウ云フ裁判ヲ施スゾト云フ豫告セラルレバ、我々ハ直グニ全クサウ云フコトノ覺エノ無イ、又刑ニナラヌト云フコトデアアルナラバ、十分之ヲ洗雪スル、即チ何圓ノ罰金ヲ科スルトカ或ハ科料ヲ科スルトカ云フコトノナイ前キニ當ッテ洗雪スルノ手段ヲ用キマスルカラ、全ク無辜ノ者デアリマス、然ルニ其豫告ヲ爲サズ、突然ニ罰金ヲ科スル科料ヲ科スルト云フコトヲ宣告サレルト、我々ハ如何ナル……ドウモ假令、正式裁判ヲ求メテ之ヲ無罪ニセラル、コトガアルト雖モ、一旦罰金ノ刑ヲ申渡サレタ以上ハ紳士トシテノ體面ガ保テマセウカ、今富井博士ハ此會期切迫ノ時ニ當ッテグヅグヅシテ居ッタラ間ニ合ハヌト言ハレタ、是ハ實ニ恐ロシイ、ケシカラヌコトデアリマス、此人民ノ名譽ヲ保護スル此原案ヲ會期切迫ト云フヤウナ薄弱ノ理由ヲ以テ之ヲ削ッテ仕舞ウテ、唯簡便ダ簡便ダ、サウ云フ輕舉ヲ貴族院ハ爲スベキモノデナイト信ジマス、ソレ故ニ私ハ尙ホ委員會デ折角御修正ノ説デハアルケレドモ、斯ル人民ノ權利ヲ侵害シ、面目ヲ汚スヤウナル法案ノ修正ニハ同意ガ出來マセヌガ故ニ、時日ヲ御延バシニナッテ、能ク御考ヘナスッテ、此修正案ハ是非トモ取消シテ原案ニ御決シニナリタイト存ジマスカラ、私ハ二讀會ヲ直チニ開クト云フコトニ反對イタシマスルガ、併ナガラ若シ是ガ多數デ通ルナラバ仕方ガゴザイマセヌカラ、二讀會ニ於テハ私ハ此修正ヲ打消スコトヲ主張スル積リデアリマスルガ、成ルベクナラバ斯ク委員會デ御決シニナッタノデアリマスカラ、モウ一應十分ニ諸君ノ御熟考ヲ願フ爲ニ茲ニ第二讀會ハ延期セラレタイト云フコトヲ主張スル所以デアリマス

〔富井政章君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 富井君ハ何デスカ

○富井政章君 豫告ノ性質ニ付イテ大分誤解ガアルヤウデアリマスカラ今一言辯ジタイト思ヒマス、……

○議長(公爵徳川家達君) 富井君ノ發言ヲ決シテ議長ハ止メハ致シマセヌガ、富井君ノ直チニ第二讀會ヲ開クベシトスル動議ガ賛成者ガアッテ成立ッテ居リマスカラ、先ヅ其決ヲ採リマセウト思ヒマス

○富井政章君 實ハ其發議ヲ維持スル爲ニ答辯ヲ致シタイト思フノデアリマ

ス

○議長(公爵徳川家達君) 成ルベク簡單ニ願ヒタイトモデゴザイマス

○富井政章君 私ハ此豫告ト云フモノヲ廢スルト云フコトニハ左マデ重キヲ置イテ居ナイノデアリマス、ソレ故ニドウカ是ハ第二讀會ニ於ケル問題トシテ戴キタイト思ヒマスガ、是ノ存廢如何ニ拘ラズ此案ハ成ルベク速ニ議定セラレムコトヲ希望スルノデアリマス、豫告ノ有ル無イト云フコトハ小サナコトデアルト思フ、豫告ノ性質ニ付イテハ随分大キナ誤解ガアルヤウデアリマスカラ、是ハ若シ第二讀會ニ至ッテ復活案デモ出マシタナラバ其時ニ辯ズルコトニ致シマス

○議長(公爵徳川家達君) 富井政章君ノ本案ノ第二讀會ヲ直チニ開クベシト云フ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマス

○男爵田健治郎君 我ハ修正反對説ヲ述ベマスガ、宜シウゴザイマスカ
○議長(公爵徳川家達君) 御登壇ヲ望ミマス

〔男爵田健治郎君演壇ニ登ル〕

○男爵田健治郎君 諸君、私ハ此委員會ノ修正ニ反對シテ原案復活ヲ主張スル者デアリマシテ、其大意ハ唯今チヨット述べタカラ御承知クダスタラウト思ヒマスガ、長クハ申シマセヌ、要スルニ此略式手續法ハ極メテ人民ニ向ッテ簡便ナル便宜法ト云フコトハ疑ハヌノデアリマス、從ッテ之ガ爲ニ又裁判所ノ方ノ無駄ナル手數ヲ省クト云フコトモ多大ナモノデアラウト云フコトモ信ズルノデゴザイマスルカラ、大體ノ此趣意ニ於テハ極メテ今日ノ行政整理ナドノ行ハル、場合ニ於テ實行スルト云フコトハ同意ナノデゴザイマス、唯此原案ノ豫告ヲスルト云フコトハ、人民ノ權利面目ニ對シテ十分ノ保護ヲシテアルモノト存ジマシテ、私ドモハ此原案ニ……熱心ニ原案ノ成立ツコトヲ望ンデ居ッタデアリマス、然ルニ此修正案デハ全ク豫告ノ簡條ヲ削ラレマシタ、其結果如何デアアルカト考ヘマスルト云フト、成ルホド大變ニ便利ニハ違ヒナイ、ソレダケノ豫告ヲスルダケノ手續ハ省ケルニ違ヒゴザイマセヌガ、之

ガ爲ニ受ケル所ノ人民ノ或ル場合ニ於テノ迷惑ハ非常ナモノデアラウト存ズル、何故トナレバ斯ウ云フ輕イ所ノ刑ヲ或ハ告發ナリ起訴ナリスルト云フコトハ、巡查或ハ警察官、或ハ收税吏、種々ナノゴザイマセウガ、ソレヲデス、其ヤラシタ場合ニ於テ此被告人ナル者ガ、場合ニ依ッテハ其事ヲ殆ド知ラナイコトモアラウト存ズルデアリマス、サウスルト云フト此豫告ナシニ裁判ヲセラレタ場合ニ於テハ、其裁判ヲセラル、前ニデス、枉屈ヲ受クルヤウナルコトノ洗雪ヲスル手段ヲ幾ラモ執ルコトガ出來ル、初メカラ正式裁判ヲ求ムルニ付イテ、初メカラ無罪ノ宣告ヲ受ケルコトノ手段ヲ執ルコトガ出來ルデアリマス、然ルニ豫告ヲ廢シテ直チニヤラレルト云フト、其裁判ハ即チ一旦、兎ニ角ニモ有罪ノ宣告ヲ受ケルデアリマス、有罪ノ宣告ヲ受ケタ後ニ至ッテ正式裁判ヲ求メテ、ソレデ以テ無罪ニナルトハ雖モ、苟モ面目ヲ重ンズル者デアルナラバ、假ニモ一旦、有罪ノ宣告ヲ受ケ、罰金ナリ科料ナリノ刑ヲ申渡サレルト云フコトハ、甚ダドウモ面目ヲ毀ル次第デアル、名譽ヲ毀損スル次第デアリマス、此豫告ト云フモノハ、非常ナル面倒ナコトナリ、非常ナル費用デモ要スルヤウナコトデアレバ、ソレハ已ムヲ得マセスカラ、之ヲ廢スルト云フコトモ亦一手段デゴザイマセウケレドモ、左ホドノコトデナイ、唯豫告ヲスルカラト云ッテ、左ホドノ手數デモナイデアリマスカラ、之ヲ存シテ置クト云フコトハ、人民ノ權利、名譽ヲ十分ニ保護スル所以ノモノトシテ成立ッテ居ルデアリマス、ドウカ斯様ナ修正ハ加ヘズシテ原案ノ通りニ可決ニナルナラバ、富井サンノ御心配ノ會期切迫ノ時ニ、衆議院ニ回シテ協議會ヲ開クト云フコトハナイカモ知レマセスガ、兎ニモ角ニモ衆議院ヘ回スト云フヤウナ手續ヲセズニ、此場デ直グニ確定スルコトガ出來ルデゴザイマスカラ、何卒是ハ全部復活セラル、方ヘ御賛成ニナルコトヲ偏ニ希望イタシマス

○富井政章君 簡單ニ意見ヲ述ベタイト思ヒマス

○議長(公卿徳川家達君) 御登壇ヲ望ミマス

〔富井政章君演壇ニ登ル〕

○富井政章君 唯今ノ田男爵ノ御意見ニ對シテ此修正案提出者タル河村君カラ御答辯ノアル等デアリマスルガ、先ヅ私ニ述ベヨト云フコトデアリマスカラ、簡單ニ意見ヲ申上ゲタイト思ヒマス、唯今、田君ノ御述べニナリマシタ所ハ、私ノ見ル所ニ依レバ、此豫告ノ性質ニ付イテ大ニ誤解ヲセラレテ居ルト思フデアリマス、又私ガ申シタ會期切迫云々ト云フコトニ付イテモ誤解

セラレタカト思ヒマス、私ハ先ヅ以テ御斷リ申上ゲタイコトハ、此豫告ノ存廢ニハ左ホド重キヲ置イテ居ナイデアリマス、何レニナッテモ宜シイ、是ガ此法律案ノ價值ニ大ナル關係ヲ有ツコトデハ無イト信ズルデアリマス、ソレ故ニ此問題ノ爲ニ議事ヲ延バシテ遂ニ此會期ニ議了スルコトガ出來ナイト云フコトニ、若シナラバ、非常ニソレコソハ重大ナコトデアラウ、ソレハ實ニ遺憾ニ堪ヘナイデアリマスカラ、此豫告ノコトハ何レニナッテモ宜シイ、ドウカ此法律案ガ此會期ニ於テ兩院ヲ通過スルコトヲ、切ニ希望イタスデアリマス、原案第四條乃至第六條ニ定メテアル所ノ豫告ナルモノハ、ドウ云フモノデアルカト云フニ、輕微ナル犯罪ニ對シテ、コレノ刑ヲ科サウト思フガ宜イカト云フコトヲ先ヅ以テ通知スルダケノコトデアアル、豫告ガナクトモ命令ヲ以テ是等ノ刑ヲ科スガ是デ宜イカ、若シ異議ガアレバ正式ノ裁判ヲ爲スガ宜シイカト云フコトノ通知デアアル、刑ヲ科サウト思フガ宜イカト云フコト、一旦、刑ヲ科シテ見タガ是デ不服ハナイカ、不服デアレバ何時デモ正式ノ裁判ヲシテヤルゾト云フコトノ間ニ、ドレ程ノ違ヒガアリマスカ、殆ド同ジヤウナモノデアアル、而シテ斯ノ如キ例ハ決シテ刑事バカリデナイ、民事ニ於テモ全ク同一ノ例ガアリマス、ソレハ何カト云ヘバ民事訴訟法ニ定メタル督促手續デアリマス、仕拂命令ニ依ッテ債務ノ辨濟ヲ命スル場合ハドウデアリマスカ、是ダケノ債務ヲ辨濟セヨ、辨濟スレバ其仕拂命令ハソレデ確定ノ裁判トナッテ仕舞フデアリマス、デ若シ異議ガアレバ正式ノ裁判ヲ求メルコトガ出來ルデアリマス、ソレト少シモ違フコトハ無イ、唯罰金トカ拘留トカ云フ刑デアルカラ鄭重ニモ鄭重ニシタイト云フ感ジガ起ルダケノコトデアアル、斯ノ如ク二重ノ手續ニスレバ鄭重ハ誠ニ鄭重デアリマス、併シ餘リニ鄭重ニ過グルコトハ無イカ、要ラザル手續デハ無イカ、現ニ此制度ヲ實行シテ居マス、獨逸、澳地利等ノ國ニ於テハ決シテ斯ノ如キ二重ノ手續ヲヤッテ居ナイデアリマス、何レニシテモ命令デ濟マスコトニ被告ガ反對デアレバ、何時デモ異議ヲ述ベテ正式ノ裁判ヲ求メルコトガ出來ルデアアル、其點ニ於テハ少シモ被告ノ權利ヲ侵害シテ居ナイデアリマス、先ヅ以テ斯ウ云フ命令ヲ下シタイト思フガ……ト云フヤウナ豫告マデスル必要ハ無サウナモノデアルト云フダケノコトデアリマス、併シ私ハ初メニモ申シマシタ通り此豫告ト云フコトニハ左マデ重キヲ置イテ居ナイデアリマス、原案復活ニナッテモ宜シイ、政府ノ意見ヲ質シマシタ所ガ、政府モドチラデモ宜シイト云フ位ノコトデアアル

デアリマス、ソレデアリマスカラ豫告ヲ存シテ、實ハ民事ノ督促手續ナド、權衡ヲ得ナイ、外國ニモ立法例ハ無い、多分笑ハレルデアリマセウ、世界ノ立法者ト學者カラハ笑ハレルデアリマセウケレドモ、原案ヲ復活シテ豫告ヲ存スルコトニナツテモ宜シイ、私ハ決シテ其點ニハ重キヲ置イテ居ナイノデアリマス、唯有ルヨリハ無い方ガ宜カラウト思フタダケノコトデアリマス、ソレ故ニ復活ニ反對デアリマスケレドモ、左マデ重キヲ置イテ居ナイノデアリマス、ドウカ大眼目ハ此法律案ノ速ニ議セラレムコトヲ切ニ希望スルノデアリマス、此法律案ガ通過スレバ七万何千何百ト云フ刑事ノ事件ガ簡便ナル手續ニ依ツテ裁判セラレルコトニナツテ、被告人自身モ此手續ニ依ラムコトヲ望ム場合ガ極メテ多カラウト信ズルノデアリマス

○男爵田健治郎君 私ハ此場合ニ於テ司法大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイ、司法大臣ハ今ノ修正說ニ御同意デアアルノカ、將タ原案ヲ主張セラレルノデアアルカ、其點ヲハッキリ責任ヲ以テ御答ヲ願ヒタイ

〔國務大臣松田正久君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(松田正久君) 唯今、田男爵ヨリ政府ノ意見ヲ聞キタイト云フコトデアリマスルカラ茲ニ一言ヲ致シタイノデアリマスルガ、此豫告ト云フコトノ點ニ付キマシテハ當局者ニ於テモ餘ホド研究ヲ致シタコトデアリマスル、豫告ト云フコトハ餘リ鄭重ニ過ギハシナイカ、元來此法律ノ趣意ト云フモノハ、成ルベク手續ヲ簡易ニ致シ、官民共ニ利益ヲ得ルヤウニ致サウト云フコトガ趣意デアアル、故ニ豫告ト云フコトヲ故ラニ致セバ、却ツテ簡略ニスルト云フ趣意カラ申セバ少シ面白クナイ所ガアルデアラウ、ケレドモ又一面ニ於テ被告ノ權利ヲ成ルベク尊重シタイト云フ方ヨリ言ヘバ豫告ヲ致スノモ或ハ當然カモ知レヌ、デ此兩點ニ付キマシテ餘ホド當局者デハ研究ヲ致シタノデアリマシテ、先ヅ成ルベクハ被告ノ權利ヲ侵害スルヤウナコトニ陷ラヌヤウニシタイト云フ所ヨリシテ原案ヲ斯ク立テタノデゴザイマス、併シナガラ過ギタルハ猶ホ及ザルガゴトシト云フヤウナモノデ、若シ餘リニ鄭重ニ過グルト云フノ御説ガアリマスレバ、政府ハ敢テ之ニ反對ヲ致ス積リデハゴザイマセヌ、宜シク本院諸君ノ御判斷ニ任セテ差支ナイト云フ考デ居ルノデアリマス

○男爵田健治郎君 唯今ノ司法大臣ノ御説ハ如何ニモ無責任デアリマス、斯ル無責任ナル態度ヲ執ラル、ガ故ニ裁判所構成法ニ關係イタシテ居ル所ノ廢止案ニ向ツテ非常ナ運動ガアルノヲ防止スルコトガ出來ヌノデアアル、實ニケシ

カラヌ、私ハ此案ニ付イテハ富井博士ハドチラデモ宜シイト云フヤウナ……

○議長(公爵徳川家達君) 田男爵ニ注意ヲ致シマス、モウ一度御發言ガアツタト思ヒマス

○男爵田健治郎君 發言ハシマシタガ、今ノ司法大臣ノ御答ニ付イテ政府ニ注意ヲ促ス爲ニ……

○議長(公爵徳川家達君) 再三ノ發言ハ……御質問ナラ宜シウゴザイマスガ、御意見ナラ御控ヘニナツタ方ガ穩デアラウト存ジマス

○男爵田健治郎君 ソレナラ司法大臣ニモウ一ツ御尋イタシマス、手續トシテ申シテ置カナケレバナリマセヌガ、富井博士ハ兎ニ角ドチラデモ宜シイト云フヤウナ御説デアアル、澳地利、獨逸デヤツテ居ルカラ成ルベク其眞似ヲスルガ宜シイト云フヤウナ御説デアリマスガ、既ニ私ガ憲法ヲ尊重スルノニハ其位ノコトヲヤルガ宜カラウト云フコトヲ申上ゲル以上ハ、富井博士ハ定メテ其方ニ御賛成クダサルデアラウト思ヒマスガ、唯私ガ不審ニ堪ヘヌノハ司法大臣ノ御答デアアル、政府ハ發案ハシタケレドモ、ドチラデモ宜イト云フヤウナコトデアリマスレバ、區裁判所廢止法案モドチラデモ宜イト云フヤウナコトデアラウト推測セザルヲ得ヌノデアリマス、政府ガ發案ヲセラル、ニハ斯ル薄弱ナルコトヲ以テ始終責任ヲ避ケラル、ノデアリマスカ、其點ハ責任上ニ於テ御答ヲ得タイト云フコトヲ先刻申シタノデアリマス、デアアルカラ政府ハ此發案ニ付イテ果シテ斯ル薄弱ナルモノデアツテ、責任ヲ取ルコトヲシナイノデアアルカ、ハッキリト松田司法大臣ヨリ御答ヲ願ヒタウゴザイマス

〔國務大臣松田正久君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(松田正久君) 田男爵ハ司法大臣ノ責任ヲ追窮ナサレル御趣意ノヤウニ思ヒマスルケレドモ、凡ソ事ニハ大小輕重ノアルモノデゴザイマス、此豫告ト云フモノハ左マデ是ガ大事件トハ思ハレヌノデアリマス、ソレ故ニ私ハ何レニ致シテモ政府トシテハ敢テ原案ヲ固執イタヌノデナイ、勿論、政府ノ原案ヲ修正スルニ同意ヲ致スコトモ度々アルコトデゴザイマスルカラ、是等ノコトニ至ツテハ敢テ原案ヲ固執イタサナケレバナラヌト云フダケノ大ナル事件トハ考ヘテ居ラヌノデアリマス、此段御承知ヲ願ヒマス

○石渡敏一君 私ハ此際ニ政府案維持ノ方ノ説ヲ述ベタイト思ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 御登壇ヲ望ミマス

〔石渡敏一君演壇ニ登ル〕

○石渡敏一君 本案ニ付キマシテハ、委員會ニ於テ鄭重ナル審議ヲ盡シテ修正サレタモノヲ茲ニ於テ又原案ニ復ヘサウト云フノハ、少シク人ノ心ヲ度ラヌヤウナ氣味ガアリマスガ、私ハドウモ原案ノ方ガ宜カラウト思ヒマス、併シ富井君モ司法大臣モ言ハレタ如ク、本案ニ付イテ重大ナル問題デアアルカト言ヘバ、ドウモソレホド重大ナル問題デナイト云フコトハ私モ認メルノデアアル、併シ此案ニシテ出マシタ以上ハ、自ラ相當ノ理由ガ無ケレバナラヌモノト思フ、ソレデ私ノ之ニ賛成イタシマスルノハ、手續ハ極メテ簡單デアッテ罰スルヤ否ヤト云フコトヲ豫告スルニ過ギナイノデアアル、併ナガラ其効力ハナカ／＼重大ナルモノト思ヒマス、人ガ直チニ刑ヲ言渡ス場合ニ、オ前ハ刑ヲ言渡サレルト云フコトヲ豫告スル、其豫告ヲ受ケル方ノ者ニハ非常ニ效力ノアルモノデアリマス、管ニ理論ノミヲ以テ決スルノデナク、情ヲ酌ムノモ法律ニ於テハ必要ナル點デアラウト思ヒマス、此點ニ於テ富井君ト大變意見ヲ異ニスルノデアリマス、富井君ハ理論ノミヲ以テ是ハ強ヒテ必要デ無イト言ハレマスガ、理論上必要ガ無クテモ立法上ニ於テハ情ヲ酌ンデ法律ヲ拵ヘルノハ必要ナル話デアラウト思ヒマス、又此手續ガ不必要デアアル、豫告ヲスルノハ煩雜デアルト言ハレル人ガアリマスケレドモ、私ハ不必要ナル煩雜ナル手續トハ思ヒマセス、唯葉書一本デ済ム、是ハ當局者ニ此案ヲ拵ヘルトキニモ屢、聞イタコトデアリマス、葉書一本デ済ム手續デアッテ、サウシテ人ガ安心ヲスルコトデアリマス、議論上デハナク感情上ニ於テ人ガ安心スルト云フコトナラバ、之ヲ削ル必要ハ無カラウト思ヒマス、外國ニ斯ル例ガ無イト仰ヒラレマスルガ、外國ノ例ハドウデゴザイマス、五十年恐ラクハ百年前ノ規則デアルト思ヒマス、澳地利ヤ獨逸ナドデハ五十年百年前ノモノガ今日マデ其儘行ハレテ居ルノデアリマス、ソレヲ幾ラカ改正ヲ加ヘ、殊ニ日本ニ於テ實地ニ當ッテ改正ヲ加ヘルト云フコトニ於テハ、少シハ人間トシテ智慧ヲ出シテモ宜カリサウニ思ハレマス、又此法案ガ實施セラル、ト外國ニ笑ハレルト云フコトデアリマスガ、笑ハレテモ私ハ構ハヌト思ヒマス、先ヅ一ツ日本ニ於テ此例ヲ拵ヘテ實施シテ、若シ手續ガ惡ルケレバソレハ又止メルト云フコトガ要用デハナイカト思フノデアリマス、詰リ私ハ此二點ニ在ル、固ヨリ是ハ重大ナルモノデナイ、重大ナルモノデハナイケレドモ、同時ニ手續ハ極メテ簡單デアッテ、唯葉書一本送レバ、ソレデ手續ガ済ムノデアアル、ソレカラ「ロジック」ノミヲ以テ法律ヲ拵ヘルノハ穩ナラヌコト、思ヒマス、出來ルコトナラバ感情ニ訴ヘル法

律ヲ拵ヘルモ宜シイ、感情ヲ和ゲル法律モ宜シイ、其點ニ於テ此法律ハ極メテ適當ナルモノデアアル、外國ニ於ケルコトマデ心配スルニハ及バヌト云フ考デ、原案ニ復活スルコトヲ希望スル次第デアリマス

○河村讓三郎君 簡易デゴザイマスガ……

○議長(公爵徳川家達君) 御登壇ヲ願ヒマス

〔河村讓三郎君演壇ニ登ル〕

○河村讓三郎君 本員ハ特別委員會ニ列シマシタ一人デゴザイマス、此修正ヲ可ナリト信ジマスルノデアリマスルカラ、聊カ意見ヲ述ベタイト存ジマス、一體此案ニ對シマシテ多少意見ノ相違ノ生ジマスルノハ豫告ヲスルカ豫告ヲセヌトカ云フ小サナ點ニ在ルノデハナクシテ、案ノ大體ニ付イテ意見ノ相違ガアリマスル、凡ソ犯罪ノ嫌疑ヲ受ケマシテモ、正式ノ手續ニ依ッテ十分ニ辯論ヲ盡シ、其權利ヲ主張スルト云フコトハ、國民ノ大切ナル權利デアリマス、其手續ヲ省略イタシマシテ、斯ウ云フ略式ノ手續ニ依ルト云コトガ正當デアルヤ否ヤト云フノガ最モ攻究スベキ要點デアルト思フノデアリマス、私ハ此案ニ付イテハ定メテサウ云フ大體ニ付イテ御異議モアラウカト竊ニ御高説ヲ伺ヒタイト期待シテ居リマシタ、トコロガ豈圖ラムヤ、サウ云フ肝腎ノ大切ナル點ニ付イテ別段御意見ガ無クシテ、豫告ヲ廢スルガ穩當デ無イト云フヤウナ點ニ付イテ御意見ノアリマスルコトハ、竊ニ遺憾ニ存ジマスノデアリマスガ、既ニ大體ニ於テ斯ノ如キ極メテ輕微ノ犯罪ニ付イテ必シモ正式ノ手續ニ依ルコトヲ要シナイ、略式ニ依ッテ此多クノ事件ヲ處分スルコトガ事ノ宜シキヲ得タルモノデアルト御認メニナリマスル以上ハ、此豫告ト云フヤウナルコトヲ存シマセズトモ、折角簡略ノ手續ヲ制定サレマスルナラバ、權利ヲ防衛スルニ於テ差支ナイ限り、十分簡略ノ手續ヲ設ケマスル方ガ却ッテ適當デハナイカト考ヘマスル、ソレデアリマスルカラ、歐洲列國ノ如キ最モ此人民ノ權利ヲ尊重スル國ニ於キマシテモ簡易手續ハ設ケテ居リマス、而シテ其簡易手續ニ豫告ヲスルト云フヤウナ規定ハ無イノデアリマス、一モソナ規定ハ無イノデアリマス、唯今ノ獨逸ヤ澳太利ノ法律ハ極古イモノデアアル、舊式ノ法律デアルト云フ御説ガゴザイマシタ、或ハサウカモ存ジマセヌケレドモ、又最近ニ出マシタ新シイ法律ノ中ニモ矢張り此略式ノ手續ガアリマシテ、サウシテ此豫告等ノコトハ無イノデアリマス、私ハ却ッテ是ハ今日ノ時勢ニ適當

スル所ノ案デハ無イカト考ヘマスルノデアリマス、併シ凡ソ法律制度ハ必シモ理論通りニハ參リマセヌ、人ノ感情ト云フモノモ斟酌イタシマセヌケレバナリマセヌカラ、初カラ命令ヲ發スルコトガ何カ人ニ責任ヲ負ハシテ宜シクナイト云フ御意見ハ御尤ニ存ジマスル、御尤ニハ存ジマスルガ、併シ本員等ノ考ヘマスル所デハ、一度豫告ヲシテ置キマシテ其上デ命令ヲ發スルノト、直チニ命令ヲ發シマスルノトノ間ニ、格別ノ相違ハ無カラウト存ジマスル、何トナレバ此命令ヲ受ケマシテモ、是ガ條件附ノ命令デアツテ、必シモ罪アリト斷定サレナイ、世間ハソレヲ認メテ居ル、サウシテ其事ニ異存アレバ直チニ正式裁判ヲ要求シテ立派ニ防衛スルコトモ出來ルノデスカラ、此案ノ大體ガ穩當デナイト云フコトデアレバ格別デアリマスケレドモ、既ニ其大體ヲ御認メニナリマスル以上ハ、成ルベク省略ヲシテ、差支ナイ限リハ手續ヲ簡易ニスルト云フコトガ適當デアリマスルニ依ツテ、此修正案ノ方ニ同意ヲ致シテ居ル次第デアリマス、御參考ノ爲ニ一言イタシテ置キマス

○議長(公爵徳川家達君) 採決ヲ致シマス、特別委員長ノ報告ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者

○議長(公爵徳川家達君) 暫ク御著席ヲ請ヒマス……、報告ニ同意セザル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者

○議長(公爵徳川家達君) 如何ニモ不明瞭デアリマスカラ、記名投票ヲ行ヒマス、書記官ヲシテ御席ヘ差出シマスカラ、其時、札ヲ御渡シテ請ヒマス、念ノ爲ニ申上ゲマスガ、貴族院規則第百八條ニ據リマシテ、問題ヲ可トスル議員ハ白色票、否トスル議員ハ青色票ヲ投票函ニ御投入ヲ請ヒマス

〔藤田四郎君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 藤田君ハ何デスカ

○藤田四郎君 チョット御尋イタシマス、是ハ七條モ併セテデゴザイマスカ、此修正ガ削ラレマスルト、ソレカラ多少關聯ヲ致シテ居リマスルケレドモ、削リマシタモノト……保存イタシマスルモノト、尙ホ修正ヲ要スルコトニナルガ……

○議長(公爵徳川家達君) 先刻、議長ノ宣告イタシマシタノハ全部ヲ問題ニ供シマシタノデ、委員長ノ報告全部ト御了解ヲ請ヒタイ

○藤田四郎君 サウ致シマスルト、假ニ委員長ノ報告通りニナリマセヌ場合ニハ、又逐條デ議セラレル場合ニナルノデアリマスカ

○議長(公爵徳川家達君) 唯今、採決ヲ致シマシタノハ、委員長報告全部ヲ問題ニ供シマシテ、其採決ノ可否ノ數ガ甚ダ不明瞭ト認メマシタカラデ、何所マデモ問題ハ全部ト議長ハ解シテ居リマス

〔書記官投票ヲ集ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ開票ヲ致シマス

〔男爵關義臣君此所ニマダ札ヲ書記官ガ取リニ見エマセヌガ、ドウゾ……ト述フ〕

〔書記官續イテ投票ヲ集ム〕

〔書記官投票ヲ計算ス〕

○議長(公爵徳川家達君) 記名投票ノ結果ヲ御報告ニ及ビマス、投票總數二百八、可トセラレル者百十二、否トセラレル者九十六、故ニ委員長ノ報告ノ通りニ決シマシタ、是デ第二讀會ハ終リマシタ

〔參照〕

贊成者氏名

公爵二條基弘君	公爵徳川慶久君	侯爵黒田長成君
伯爵吉井幸藏君	伯爵寺島誠一郎君	伯爵川村鐵太郎君
伯爵島津忠麿君	伯爵松平直之君	松岡康毅君
子爵曾我祐準君	男爵伊藤雋吉君	子爵伏原宣足君
子爵堤功長君	子爵岡部長職君	子爵藤井行徳君
子爵唐橋在正君	子爵野宮定毅君	子爵一柳末徳君
子爵大宮以季君	子爵井伊直安君	子爵山口弘達君
子爵大田原一清君	子爵鍋島直虎君	子爵牧野貞寧君
子爵鳥居忠文君	子爵京極高德君	子爵松平康民君
子爵久留島通簡君	子爵黒田和志君	子爵本多實方君
子爵勘解由小路資承君	子爵本多忠敬君	子爵土御門晴榮君
子爵藤谷爲寛君	子爵樋口誠康君	子爵東坊城徳長君
子爵松平直平君	子爵松平直徳君	子爵青木信光君
子爵冷泉爲勇君	子爵有馬頼之君	子爵牧野忠篤君
子爵酒井忠亮君	子爵永井尙敏君	子爵本莊宗義君

子爵伊集院兼知君	子爵堀河護麿君	子爵五辻治仲君
子爵前田利定君	子爵楠筒隆督君	子爵松平親信君
子爵森清君	子爵西大路吉光君	子爵京極高備君
子爵今城定政君	子爵水野直君	子爵吉田清風君
子爵本多忠鋒君	子爵豐岡圭資君	子爵伊東祐弘君
子爵松平乘長君	子爵野村益三君	子爵池田政時君
子爵丹羽長德君	深野一三君	小牧昌業君
男爵村田經芳君	男爵沖原光孚君	男爵村上敬次郎君
河村讓三郎君	男爵藤井包總君	男爵宮原二郎君
男爵外松孫太郎君	男爵中溝德太郎君	男爵竹腰正巳君
男爵德川厚君	男爵北大路實信君	男爵長松篤葉君
男爵本多政以君	男爵安藤直雄君	男爵二條正麿君
男爵鄉誠之助君	男爵藤堂憲丸君	男爵東郷安君
渡正元君	富田鐵之助君	奧山政敬君
富井政章君	得能通昌君	千頭清臣君
木内重四郎君	加太邦憲君	小松謙次郎君
福永吉之助君	高木豐三君	馬屋原二郎君
磯邊包義君	兒玉利國君	室田義文君
安樂兼道君	古莊嘉門君	岩村兼善君
依田仙右衛門君	佐々田懋君	美馬儀一郎君
土居通博君	桑田熊藏君	日高榮三郎君
佐藤助九郎君	八田德三郎君	福島文右衛門君
堀正一君		
反對者氏名		
伯爵柳原義光君	伯爵奧平昌恭君	子爵仙石政固君
子爵實吉安純君	男爵辻新次君	男爵野村素介君
宮本小一君	男爵岡内重俊君	男爵小澤武雄君
男爵堤正誼君	男爵有地品之允君	男爵松尾臣善君
小松原英太郎君	前田正名君	田中芳男君
村田保君	男爵關義臣君	男爵原口兼濟君
男爵山名義路君	荒川義太郎君	男爵北島齊孝君

和田彦次郎君	柴田家門君	男爵杉溪言長君
一木喜德郎君	仲小路廉君	男爵田健治郎君
男爵武井守正君	男爵阪井重季君	男爵内田正敏君
男爵山内長人君	男爵勝田四方藏君	男爵黑瀬義門君
男爵伊瀬知好成君	男爵眞鍋斌君	男爵新田忠純君
男爵南岩倉具威君	男爵伊東義五郎君	男爵平野長祥君
男爵小池正直君	男爵鹿野勇之進君	男爵山内豐政君
男爵生駒親忠君	男爵青山元君	男爵藤大路親春君
男爵若王子文健君	男爵千秋季隆君	男爵眞田幸世君
男爵安場末喜君	男爵坪井九八郎君	男爵伊丹春雄君
男爵本田親濟君	男爵神山郡昭君	男爵島津隼彦君
男爵津田弘道君	男爵黑田長和君	男爵岩倉道俱君
石井省一郎君	中島永元君	湯地定基君
原保太郎君	藤田四郎君	鮫島武之助君
石黑五十二君	仁尾惟茂君	石渡敏一君
加藤恆忠君	押川則吉君	若槻禮次郎君
倉知鐵吉君	杉田定一君	安立綱之君
德富猪一郎君	田島竹之助君	本間金之助君
小野光景君	江原芳平君	中村治兵衛君
堀内半三郎君	田中源太郎君	武石橘次君
石橋謹二君	植竹三右衛門君	佐藤友右衛門君
鎌田榮吉君	佐藤源藏君	廣瀬滿正君
荒井泰治君	松原芳太郎君	鎌田勝太郎君
濱口吉右衛門君	森田庄兵衛君	山下喜兵衛君
尼崎伊三郎君	由雄元太郎君	弓削和三君
○富井政章君 直チニ三讀會ヲ開カレムコトヲ……		
○子爵曾我祐準君 賛成		
○奥山政敬君 賛成		
〔其他「賛成」ト呼フ者多シ〕		
○議長(公爵德川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開クト云フ說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス		

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開キマス……第二讀會ノ決議通
リテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第三、米及粳移入税廢止ニ關スル法律案、
衆議院提出、第一讀會

米及粳移入税廢止ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

大正二年三月二十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

朝鮮ニ產出スル米及粳ニハ移入税ヲ課セス

附則

本法ハ大正二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員勝田主計君演壇ニ登ル〕

○政府委員(勝田主計君) 唯今、日程ニ上ツテ居リマスル朝鮮米ノ移入税ニ關
シマスル免除ノ法律案ニ付キマシテハ、政府ニ於キマシテハ之ヲ免除スル
云フコトニ付キマシテ、大體賛成ヲ致シテ居リマスル次第ゴザイマス、併
ナガラ此法律案ニ依リマスルト、施行期日ヲ大正二年ノ七月一日ト云フコト
ニ致サレテ居リマス、此施行期限ニ付イテハ政府ハ見解ヲ異ニ致シマス、即
チ政府ノ主張イタシマスルノハ、免税ハスル、併ナガラ其實行ハ大正三年度
ヨリ之ヲスルト、斯ウ云フコトゴザイマス、其理由ハ茲ニクダシク述
ベマセヌガ、御承知ノ如クニ政府ニ於キマシテ、大體財政ノ整理ト云フモノ
ヲ致シマスル上ニ付キマシテハ、大正三年度ニ於テ之ヲ按排調節シテ始メテ
豫算ニ上ボセ、サウシテ此實行ヲ完了イタシタイト、斯ウ云フ考ヲ有ッテ居リ
マス次第ゴザイマスカラ、此免除ノ案ニ付キマシテモ、隨ッテ大正三年度ヨ
リ之ヲ實行スル、斯ウ云フコトニ致シタイ考ヲ有ッテ居リマス、ソレデアリマ

スカラシテ、此大體ノ趣旨ニ於キマシテハ政府ハ之ニ賛成ノ意ヲ表スルガ、施
行期限ニ付キマシテハ遺憾ナガラ賛成ヲ表明スルコトハ出來マセヌト云フコ
トヲ茲ニ言明イタシテ置キマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔仙石書記官朗讀〕

米及粳移入税廢止ニ關スル法律案特別委員

子爵山口 弘達君 子爵京極 高德君

中島 永元君 仁尾 惟茂君

松原 芳太郎君 辰馬吉左衛門君

前田 正名君
木内 重四郎君
西川 甚五郎君

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第四、運河法案、衆議院提出、第一讀會ノ
續、委員長報告

運河法案

右別冊ノ通修正セリ依テ及報告候也

大正二年三月二十日

右特別委員長

伯爵川村 鐵太郎

貴族院議長公爵德川家達殿

運河法

第一條 一般運送ノ用ニ供スル目的ヲ以テ運河ヲ開鑿セムトスル者ハ内務

大臣ノ免許ヲ受クヘシ

第二條 免許ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ指定シタル期限内ニ工事設計ノ認

可ヲ地方長官ニ申請スヘシ

第三條 國、公共團體又ハ行政廳ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ運河ニ接續若

ハ接近シ又ハ之ヲ横斷シテ河川、溝渠、道路、橋梁、鐵道、軌道其ノ他公共

ノ用ニ供スルモノヲ造設スルモ 免許ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得

ス

前項ノ場合ニ於テ内務大臣又ハ地方長官ハ公益上必要ト認ムルトキハ免

許ヲ受ケタル者ニ命シ接續、横斷ノ場所ニ於ケル設備ヲ共用ニ供セシメ

又ハ之ヲ變更セシムルコトヲ得

〔小字ハ特別委員ノ修正、
ハ同削除ノ符號〕

第四條

○第一項ノ場合ニ於テ運河ノ效用ニ妨
リヤ否ニ付爭アルトキハ又ハ同條第二項
前條○ノ場合ニ於テ設備ノ共用又ハ變更ニ要スル費用ノ負擔ニ付
協議調ハサルトキハ地方長官之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ内務大
臣ニ訴願スルコトヲ得

第五條

工事カ其ノ設計又ハ免許、許可若ハ認可ノ條件ニ違反スルトキハ
地方長官ハ其ノ改築、除却又ハ停止ヲ命スルコトヲ得

第六條

工事ノ全部又ハ一部竣功シ運送ヲ開始セムトスルトキハ地方長官
ノ許可ヲ受クヘシ

第七條

免許ヲ受ケタル者ハ通航料其ノ他運河使用ニ關スル規程ヲ定メ地
方長官ノ認可ヲ受クヘシ

地方長官ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ前項ノ規程ノ變更ヲ命スルコ
トヲ得

第八條

内務大臣又ハ地方長官ハ免許ヲ受ケタル者ヨリ事業ノ報告ヲ徴シ
又ハ其ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

第九條

内務大臣又ハ地方長官ハ免許ヲ受ケタル者ニ對シ運河及附屬物件
ノ維持修繕ヲ命シ其ノ他公益上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十條

運河及附屬物件ハ○内務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ讓渡
シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十一條

株式會社又ハ株式合資會社カ事業經營者タル場合ニ於テハ株式
ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分一迄下ルコトヲ得

第十二條

左ニ掲クルモノヲ以テ運河用地トス
一 水路用地及運河ニ屬スル道路、橋梁、堤防、護岸、物揚場、繫船場ノ築
設ニ要スル土地

二

運河用通信、信號ニ要スル土地

三

上屋、倉庫等ノ建設ニ要スル土地但シ運河ニ沿ヒタル土地ニ限ル

四

運河ニ要スル船舶、器具、機械ヲ修理製作スル工場ノ建設ニ要スル
土地

五

職務上常住ヲ要スル運河從事員ノ舍宅及從事員ノ駐在所等ノ建設ニ
要スル土地但シ運河ニ沿ヒタル土地ニ限ル

第十三條

明治四十二年法律第二十八號ハ運河ノ抵當ニ之ヲ準用ス

第十四條

運河財團ハ左ニ掲クルモノニシテ運河財團ノ所有者ニ屬スルモ

ノヲ以テ之ヲ組成ス

一 水路其ノ他ノ運河用地及其ノ上ニ存スル工作物並之ニ屬スル器具、
機械

二 工場、上屋、倉庫、事務所、舍宅及其ノ敷地並之ニ屬スル器具、機械

三 運河用通信、信號ニ要スル工作物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具、機械

四 前三號ニ掲ケタル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル爲他人ノ不動產ノ上
ニ存スル地上權、登記シタル賃借權及前三號ニ掲ケタル土地ノ爲ニ
存スル地役權

五 運河ニ要スル船舶並之ニ屬スル器具、機械

六 運河ノ維持修繕ニ要スル材料及器具、機械

第十五條

○國又ハ公共團體ハ免許ノ效力消滅シタル後運河開鑿ニ要シタル費用
ヲ支拂ヒ其ノ運河及附屬物件ヲ買收スルコトヲ得但シ運河及附屬物件ニ
シテ開鑿當時ニ比シ價格ヲ減損シタルモノアルトキハ開鑿ニ要シタル費
用ヨリ之ヲ控除ス

第十六條

○國又ハ公共團體ニ於テ必要ト認ムルトキハ免許年限ノ滿了前ト雖運
河及附屬物件ヲ買收スルコトヲ得

第十七條

前項ノ買收價格ニ付協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徴シ地方長官之
ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十八條

左ニ掲クル場合ニ於テハ免許ヲ取消スコトヲ得
一 法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

第十九條

二 免許、許可若ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ

第二十條

工事竣功前免許ノ效力消滅シタル場合ニ於テハ地方長官ハ免許
ヲ受ケタル者ニ對シ原狀ノ回復其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第二十一條

前二條ノ場合ニ於テ同一路線ニ當リ運河ノ開設ヲ免許セラレタル者ハ運河及附屬物件ヲ
買收スルコトヲ得

第二十二條

前項ノ買收價格ニ付協議調ハサルトキハ第十六條第二項ノ規定ニ依ル

第二十三條

本條ノ規定ハ運河財團ニ屬スルモノニハ之ヲ適用セス

附則

第十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 本法施行前免許ヲ受ケタル運河ニ關シ本法ヲ適用スヘキ範圍ハ
内務大臣之ヲ定ム

〔伯爵川村鐵太郎君演壇ニ登ル〕

○伯爵川村鐵太郎君 運河法案ノ特別委員會ノ經過及結果ヲ簡單ニ御報告ヲ
申上ゲマス……

〔副議長侯爵黑田長成君議長席ニ著ク〕

去ル十六日ニ此議場ニ於テ我々委員ニ御付託ニナリマシタ案ハ、産業上重大
ナル案ト認メマシテ、之ヲ審査スルニ當リマシテ極メテ慎重ニ審査ラシマシ
タ次第デアリマス、政府委員ニモ出席ヲ請ヒマシテ、ソレノ質問討議ヲ重
チマシタ結果、尙ホ直接ニ折衝懇談ヲ重チマス必要ガアリマシテ協議會ヲ開
キマシタ、段々意見モアリマシテ、其結果トシマシテ御手許ニ差上ゲテアリマ
ス通り原案ヲ修正イタシマシテ、之ヲ可決イタシマシタ次第デアリマス、チヨ
ット修正案ニ付イテ簡單ニ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、第一條ニ「運河ヲ開
鑿」ト書イテゴザイマスガ、是ハ「開設」ノ方ガイロ、運河ヲ造リマス方式ニ
鑑ミマシテ、「開設」ノ方ガ穩當デアルト云フコトデアリマシテ、之ニ向ッテ全
部「鑿」ト云フ字ヲ削リマシテ「設」ト云フ字ニ替ヘテゴザイマス、ソレカラ三
條ニ於キマシテ「運河ノ效用ニ妨ナキ限リ」ト云フコトガ茲ニ這入ッテ居リマ
スガ、是ハ餘リ細カシウゴザイマスカラ、唯大體ニ互リマシテ運河法ノ修正ヲ
致シマシタ骨子ハ、尙ホ此運河法ヲシテ尙ホ十分ナル效力ヲ得セシムヤウト
云フ目的ニ外ナラスノデアリマス、細カナ事ニ付イテ御質問ガ尙ホゴザイマ
スレバ、此修正案ヲ提出イタサレタ所ノ委員ヨリ尙ホ細カク御答辯ヲスルコ
トニ致シマス、大體本案ノ修正サレマシタ所ノ經過結果ヲ御報告イタシマス
○副議長(侯爵黑田長成君) 別ニ御發議ガゴザイマセネバ第二讀會ニ移スベ
キヤ否ヤノ決ヲ採リマス、本案ヲ第二讀會ニ移スベシトスル諸君ノ起立ヲ請
ヒマス

起立者 多數

○副議長(侯爵黑田長成君) 過半数ト認メマス

○伯爵川村鐵太郎君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○一木喜徳郎君 賛成

○子爵本莊宗義君 賛成

○石黒五十二君 賛成

○子爵有馬頼之君 賛成

○副議長(侯爵黑田長成君) 川村伯爵ノ直チニ第二讀會ニ移スベシトスル説
ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○副議長(侯爵黑田長成君) 過半数ト認メマス

○副議長(侯爵黑田長成君) 直チニ第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シ
マス

○伯爵川村鐵太郎君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ……

○副議長(侯爵黑田長成君) 川村伯爵ニ申シマスガ、マダ第二讀會ノ場合デ
ゴザイマス……別ニ御發言ガゴザイマセネバ採決イタシマス、全部、特別委
員長報告通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ガ無イト認メマス

○伯爵川村鐵太郎君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ……

○男爵徳川厚君 賛成

○子爵本莊宗義君 賛成

○子爵有馬頼之君 賛成

○石黒五十二君 賛成

○副議長(侯爵黑田長成君) 川村伯爵ノ直チニ第三讀會ヲ開クト云フコトニ
付イテ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ガ無イト認メマス

○副議長(侯爵黑田長成君) 直チニ第三讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シ
マス、第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(侯爵黑田長成君) 議事日程第五、國力増進ニ關スル建議案、前田正
名君發議、會議、本建議案ハ朗讀ヲ省略イタシテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長（侯爵黒田長成君）御異議ナイト認メマス、前田君

〔左ノ建議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

國力増進ニ關スル建議案

右貴族院規則第六十四條ニ依リ提出候也

大正二年三月十九日

發議者 前田 正名

賛成者 伯爵徳川 達孝

外五十七名

貴族院議長公爵徳川家達殿

國力増進ニ關スル建議

日露戰後國債ハ頓ニ増加シテ未タ減少スルノ傾向ナク又貿易ハ常ニ變調ヲ呈シテ國家ノ經濟憂慮ニ堪ヘサルモノアリ願フニ今日ノ急務ハ内國民ヲ覺醒シテ産業ヲ獎勵シ外貿易ヲ振作シテ國力ノ増進ヲ企畫スルニ在リ政府ハ之ニ適當スル方法ヲ講シ以テ一般國民ニ其ノ適歸スル所ヲ示サレムコトヲ望ム

右建議ス

理由書

理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ之ヲ略ス

〔前田正名君演壇ニ登ル〕

○前田正名君 殘念ナガラ時間モ差迫ッテ居リマスカラ、極短ク申述べマスカラシテ御辛抱ヲ願ヒマス、國力増進ニ關シマシテハ澤山ナル問題ガゴザイマシテ、無論政府ニ於カレテハ十分ナルコトニ盡サレテ居リマセウケレドモ、尙ホ其審査實行ノ方法ニ付キマシテ促ガス爲ニ此建議案ヲ提出シタ次第デアリマス、國力ノ増進ニ關スルコトニ付キマシテハ、長ク御話シマスコトハ出來マセヌ爲ニ、チヨット實見ヲ申上ゲタイト思ヒマス、増進ノ一トシテ……明治十八年、政府ニ於カレマシテハ勤勉貯蓄ト云フコトヲ非常ニ御獎勵ニナリマシタ、其結果ハ見ルベキモノガアッタヤウニゴザイマスケレドモ、暫ク是ハ絶エテ來テ居リマシタ、漸ク此頃ニ至リマシテ勤勉貯蓄ト云フコトハ皆感ゼラレタヤウニ思ヒマス、チヨット外國ノ例ヲ申シマスト、各國トモ國力ノ充實ノ精神トスル所ハ勤勉ニ在ルヤウニ考ヘマス、長イコトハ申シマセヌガ、先日モ露西亞ヨリ來タ人ガ、自分ノ事業ハ近來大變ナ好結果デアッテ、毎年得ル所ノ

利益ハ五十萬圓デアアル、其費ヤス所ノ生活費ハ僅ニ二萬圓クラキデアアル、二萬「ルーブル」デアアル、四十八萬圓ヅ、毎年貯蓄シテ行キマスニ依ッテ、何年ノ末ニハ斯クノノ事ヲスルト云フ話ガアリマシタ、之ヲ以テ外國ノ一般ノ得ルト費ヤス所ノ比較ハ斯ノ如キ次第デアリマス、故ニ此勤勉ノ方法ヲ養成セシムルコトハ最モ急務デアラウト考ヘマス、故ニ此國力増進ニ關スルコトガ今日ノ急務デハナイカト平素考ヘテ居ル爲ニ、今ヨリ四年前デアリマシタ、一個獨立ノ調査ノ機關ヲ政府ニ設ケラレタイ、其第一ニハ何ボ政變ニ依ッテ内閣ガ更ハルトモ、各省ノ大臣ガ迭ハルトモ、決シテ此ノ定メタル所ノ方針ハ動カナイヤウニシタイト云フコトガ、第一ノ目的デアリマシテ、其獨立ノ調査ノ機關ヲ設ケラレタイト云フコトヲ建議シマシタ、ケレドモ否決サレマシタ、其後、歐洲ニ視察シマシテ、益、ソレ等ノコトヲ深ク感ジ、尙ホ其當時歸朝シマシタトキ、産業獎勵案ヲ……尙ホ又續イテ歐羅巴ノ事情ヲ察シマシテ、昨年ハ貿易獎勵ニ關スル案ヲ提出シタ次第デアリマス、尙ホ今年、大目的トスル所ハ獨立ノ調査機關ヲ設ケラレムコトヲ切ニ希望スルノデアリマス、農業工業商業ニ對シマシテ……農業ノコトニ付イテハ、全國ノ農事會ヲ組織シテ、尙ホ之ニ付イテハ時勢ニ相當スル組織機關ヲ……毎々議院ニ建議シ、議會ニ提出シタ結果、餘ホド進歩ハ見エタモノ、今日ノ有様ハドウデアアルカト云フト、先ヅ全國ハ農業ト云ッテ宜シウゴザイマスガ、其農家トシテ毎年食物ヲ買ッテ食ウテ居ル、肥料ハ非常ナ進歩デ宜イコトデアリナガラ大變ナ金ヲ費ヤシテ居リマス、是等ノ話ハ長クゴザイマスケレドモ、是デ措イテ、工業ニスレバドウカト云ヒマスト、工業ノ方デハ第一種ハ造船所ノ如キ、或ハ製鐵所ノ如キ、或ハ機械所ノ如キ、是モ觀ルベキモノハ誠ニ僅ナモノデアッテ政府ハ之ニ對シテ、何年ノ後ニハ是ダケノ力ヲ増ス、幾年ノ後ニハドコノノ國ト對峙スルコトガ出來ルト云フコトノ御心配ヲ一層促ス次第デアリマス、商業ニ至リマシテハ、實ニ話ニナラスノデアリマス、今日ノ商業ト名ヲ付ケルノハ、海外ニ向ッテノ商ガ即チ商業デアリマス、イロ／＼政府ノ御獎勵ニ依ッテ、或ハ機關ヲ備ヘタ爲ニ、買フコトハ上手ニナリマシタ、又利益ガアリマス、賣ルコトニ至ッタトキハ、下手デアッテ、且ツ利益ハ無イノデアリマス、此農工商ノ三者ガ今日ノ如キノ有様デアッテ、ドウシテ國防其他ノ力ヲ増進スルコトガ出來ルカ、故ニ此農工商業ニ付イテハ、非常ナル御手當ガ無クテハナラナイト考ヘル次第デアリマス、殊ニ此工業ニ至リマシテハ、先ヅ日本ノ特長トシ

テ、織物ノ如キ、陶器ノ如キ、漆器ノ如キ、金屬器ノ如キ、紙ノ如キ、實ニ海外ニ
行ク毎ニ面目ナイ辱メラレ續キデアリマス、國トシテ此特長ヲ失フトキニハ、
何ニ依ッテ國力ヲ増進スルカ、是等ノコトモ、農ニセヨ、工ニセヨ、商ニセヨ、
微力ナガラ不肖ヲ顧ミズ、三四十一年間、日夜力ヲ盡シテ居リマスケレドモ、一
トシテ其效果ヲ見ルコトガ出來ナイノハ、唯政府ト民間ト相須ッテ行カナケレ
バ、到底好結果ヲ見ルコトハ出來スト云フコトハ、日ニ歎息シテ居ル次第デ
アリマス、故ニ願ハクハ、政府ノ御心配ノアル所ヲ一層……國家ノ大事ハ唯茲
ニ在ル、海陸軍ノ擴張モ茲ニ在ル、國防モ茲ニ在ル、國家ノ威嚴モ茲ニ在ル
云フコトニ付イテ、十分ナル仕事ヲ急ガレムコトヲ切ニ望ム次第デアリマス、
勸業ノコトヲチヨット申シマス、今勸業ガ世界ノ競争デアリマス、成ルホド軍
事上ノコトモアリマセウケレドモ、今日世界ノ競争ハ唯此勸業ノ一點デアリ
マス、四十六年前、有難クモ第一ニ西洋ニ行キマシテ、其當時ト其後四五回、六
回モ行キマシタ、其都度其進歩ノ著シイト云フコトハ、實ニ申シ盡スコトハ
出來ナイ、無論御承知トハ考ヘマス、非常ナコトデアリマス、故ニ今日ノ競争
ハ此勸業デアリマス、併シ此勸業ニ對シテ、保護政策カ、自由放任スルカ、始終
此事ニハ數十年間、議論ノ絶エナイ次第デアリマスガ、保護ニシテモ、自由
放任ニシテモ、悉ク精神ハ我國ヲ利スルト云フニ外ナラナイ、保護ハ其時ニ依
リ、其物ニヨリ、若シ此時機ト物トヲ誤タトキニハ、保護ト云フコトハ大ナル
害ガアルノデアリマス、若シモ之ヲ放任スルカト云フト、其國ニ依リ、其人
種ニ依リ、其歴史ニ依リマスケラ、放任ト云フコトハ、我が日本帝國ニ取ッテ
ハ餘ホド大事ナコト、考ヘマス、併ナガラ是亦時ト其物ニ依ッテ放任スベキト
キハ、十分放任シナケレバナラヌモノト考ヘマス、移民……移民ハ不肖モ亦
之ニ與ッテ居リマスガ、ナカ……容易ナコトデナイ、併ナガラ布哇、亞米利加、
南洋諸島、其他ニハ助力シタコトモゴザイマセムガ、其移民ニ從事シテ居ル者
ヲ殊ニ始終勵マシテ居リマスケレドモ、是ハ決シテ個人ノスベキコトデナイ、
是ハ日本ノ國是トシテ非常ナル大切ナコトデモアリマスケラ、政府ハ宜シク
今日ノ布哇ノ有様ヲ見、亞米利加ノ有様ヲ見、南洋諸島ノ有様ヲ見テ、非常
ナル覺悟ヲ以テ、非常ニ盡力ヲシナケレバナラヌト思ヒマス、是ハ又我が領
土……戰サシテ國ヲ取ルト云フ如ク、日本ニ幸福ヲ與フルモノト考ヘマス、視
察……視察モ全國海外ニカケテ絶エズ、シテ居リマスケレドモ、此視察ニ付イ
テモ餘ホド政府ハ其視察ノ精神ヲ尙ホ御注意ヲ願ハナケレバナリマセヌ、例

ヘバ商務官ヲ出ダス、此商務官ハ即チ海陸軍ニ在ッテ斥候ノ如キ者デアル、若
シ此陸海軍ニ軍隊ガ無ケレバ、斥候ノ效力ト云フモノハ少イ、斥候ハ即チ軍
隊ガ斥候サセルノデアツテ、其斥候ノ報告ニ依ッテ此軍隊ガ動クノデゴザイマ
スカラ、ドウゾ商務官ヲ出スニハ中ノ團體、不肖ナガラ全國ノ農事會、蠶絲
業、或ハ茶業其他都合十二團體世話シマシタケレドモ、一方ニ相對スル力ガ無
クテハ、到底我々個人ノ微力、且ツ民間ノ力デ出來ルコトデゴザイマセヌ、
ドウゾ視察ト云フモノハ……此視察ノ行届クト行届カナイトノ差ト云フモノ
ハ、世界ノ地圖ヲ見テ御承知デアリマセウガ、皆戰サセズシテ國ヲ取り、戰
サセズシテ商權ヲ取ルノハ、皆視察ノ宜シキヲ得タ結果デアラウト思ヒマス、
國際……我が日本今日ノ有様デハ、大使、公使、其他唯普通ノ外交官デナク、精
神トスル所ハ我國ヲ利スル爲ニ實業ニ心ヲ用キラレムコトヲ望ムノデアリマ
ス、皆海外ニモイラッシャイマシタラウガ、其事ハ御感ジガ無イカト思ヒマス
ノデアリマス、殊ニ官吏バカリデハイケナイ、國民ト國民トノ利益ヲ十分ニ
圖リ、相親シムト共ニ利益スルノガ最モ外交上ニ大切ナル今日デアルト思ヒ
マス、願ハクハ其心ヲ以テ、商賣ヲスルニシテモ、唯視察ヲスルニシテモ、國
ト國ト、國民ト國民ト厚クナルト云フコトヲ望ムノデアリマス、奢侈……此
奢リデアリマス、實ニ今日ニ於ケル如ク進ンデ行キマシタラバ、ドウ云フ
結果ヲ見マスルカ、國力増進ドコロデハナイ、一國ノ力モ、精神モ到底出來ル
コトデアリマセヌ、是ホド大事ナモノハナイ、封建ノ頃、諸侯ガ此奢侈ニ付イ
テハ非常ニ心配セラレタヤウニ思ヒマス、殊ニ此容貌ナドハ非常ナムツカシ
イモノデゴザイマシタラウ、マア手近ク申シマスルト、女學生ノ如キ、男子
ハ勿論デゴザイマセウガ、アンナ奇麗ナ衣物ヲ著ケ、衣物ノ競争デアリマス、
白粉ヲスル、下女マデ白粉ヲシナケレバナラヌト云フ有様ニ立至リマシタ、是
ハ世界國中教育ノ精神トシテ、一箇國モ書生ガ白粉ヲシテ出ル國ハゴザイマ
スマイ、是コソ實ニ風俗ヲ非常ニ害スルモノト考ヘマス、是等ノコト、無論
政府ハ御注意ニナリ、御心配ニナッテ居ルコト、存ジマスケレドモ、何事デモ
實行シナケレバ、思ヒ且ツ慷慨悲憤、何ノ益ナイ、言フ必ズ行ヒ、行ヒ必ズ
言フト云フコトニ導カレムコトヲ望ミマス、國民ノ事業ハ澤山アル、名案施
設、博覽會ノ如キ飾リ立ツル有様デアリマス、昔ハ言フ必ズ行ヒ、行ヒ必ズ言
フ、今日ハ言フ、言フ、言フ、行フ誠ニ其力ガ無イ、マア今日此頃、北極ノ探檢
ニ行ク決死ノ人ガアリマス、是ハ實ニ感心デアアル、富士ノ山ヘ寒中ニ登ル、是

モ感心デアル、バツテラニ乗ッテ北海ノ果マデ開拓ニ行ク、皆是感心ナコト
デアル、併ナガラシレニ代ハル、即チ國力ヲ増進スル急務ト云フモノニ、此
決死隊ガ無イノハ、或ハ御獎勵ノ惡ルイノデアルカ、是モ甚ダ殘念ナ次第、其
國力増進ニ付イテ決死隊ノ出ナイノハ事實デアル、蠶絲業ニシテモ、穀物ニ
シテモ、茶ニシテモ、紡績ニシテモ、商賣ニシテモ、山林ニシテモ、水産ニシテ
モ、決死隊トナル人ハアリマセヌ、併ナガラ是等ノ言フコトハ能ク耳ニ入
ラナイト云フ有様、ドウモ獎勵ホド力ノアルモノハゴザイマセヌカラ、ソレ
等ノコトニ十分、獎勵ノ案ヲ立テラレムコトヲ御催促スル、無論十分ニ御承
知ガ無イデハナイ、知リ過ギルホド知ッテ居ラレマセウケレドモ、之ヲ行フ者、
謂ハユル決死隊ト云フモノガ少イノデアリマス、チヨット茲ニ面白イヤウナモ
ノデゴザイマスルガ、或ル諸侯ガ昔大キナ顔デアッテ、大キナ目ガアッテ、小サ
イ目ガ上ノ方ニチヨットアリマス、上ニ四ツノ丸ガアル、下ニ小サナモノガア
ル、丸イモノガアル、是ハ或ル明君ニナッタ人ノ幼少ノ時ノコト、承ッテ居リ
マス、其當時、上ハ締マル、政府ハ迫ル、上ハ迫ル、サウシテ政府ハ締マル、締リ
過ギル、米ガ高イ、丁度今日ノヤウデアリマス、其頃ノ財政ハ米一點デア
カラ、米サヘ廉ケレバ宜イ時デ、米ハ高シ、金ハ無シ、下ガ困ルト云フ、斯ウ云
フ……君公ガ幼少ノ時現ハレタコトデアル、今日トナッテハ此締マルデナク、
締マルドコロデナク、餘ホド其力ヲ與ヘタニモ拘ラズ、皆油斷ニナッテ居ル、
是ハ上ノ油斷デアリマス、米ハドウカト云フト、即チ今日ノ財政デアアル、皆
油斷デアアル、金ハ實ニ無イ、下ハ困ルデナイ、大變特典ヲ與ヘテ居リナガラ、
此上ノ油斷ノ爲ニ悉ク破壊……ト云ッテ面白クナイケレドモ、實ニ容易ナラ
ヌ時デアアル、故ニ今日注意スベキ事ハ、餘リニ頭ガ大キクナッテ澤山腦ニ物
ヲ入レテ、手ハ小サシ、足ハ小サク、力ハ無ク、胃ノ腑ニハ力ハ無イ、胃腸ハサッ
バリ虚ラデ、成ルホド國防ノ爲ニ大キナ刀ヲ持ッテ居ルケレドモ、此力ガ無イ、
故ニ十分ナル人ハ……兵ハ持ッテモ、此力コソ兵ノ即チ力デゴザイマスカラ、
ドウゾ此邊ニハ十分御注意ニナッテ、御承知ノコト、御調査ニナッテ居ル事ヲ、
早ク、早ク實行アラムコトヲ切ニ望ミマス、終ニ臨ンデ一言……、實ニ容易ナ
ラザル時ガ來マシタ、非常ナル覺悟ヲシナケレバナラス、此日本船、五六千万
乗込シテ居ル御互ニ船子ハドノ邊、ドノ港ニ達スルカ、一朝風波ヲ得マシタ
ナラバ、到底此六千万人ハ無事ニ彼岸ニ達スルコトハ出來マセヌ、是ハ前田
正名ノ演説デハナイ、事物其モノヲ取次スルノデゴザイマス、ドウゾ空論デ

ナイ、茲ニ今數ヘテ申上ゲマシタコトハ、成功コソシマセヌケレドモ、日夜
三四十年間ヤリツ、アル物ノ取次デアアル、ドウカ蓄音器デアアル、寫真器デア
ルト云フコトヲ以テ、毎年ドウゾ國力増進ニ付イテハ、本建議ドコロデナイ、
毎日建議シナケレバナラナイ、私ノ家ナドヘハ全國ノ人ガ斯ウアリタイ、ア
、アリタイ、ドウアリタイト云フコトヲ言ッテ來ルノデアリマスカラ、此議會
ニ於テ又前田ノ建議カト云フコトハ……又デハナイ、一年ニ一度グラキデハ
ナイ、毎日建議シタイト云フコトニナル、毎日イロンナモノニ物ヲ言ハシテ
居リマスカラ、其取次ハ澤山アル次第デアリマス、ドウゾ一日モ早ク方針ヲ定
メラレテ其方針ヲ動カナイヤウニ、人ガ更ハルトモ、政變ガアルトモ、此一事
ハ變ラナイヤウナコトニ、早ク政府ハ調査機關ヲ設ケラレムコトヲ切ニ望ム
次第デアリマス、廣ク聞ク、廣ク見ル、決シテ一人ノ意見デハ危ウゴザイマ
スカラ、又其モノニ諮フ、廣ク聞ク、廣ク見テ、此國力増進ニ付イテノ考案
ヲ立テラレムコトヲ望ム次第デアリマス、是ハ前田ノ意見デハナク、事物其
モノ、取次デアリマスカラ、ドウゾ此案ハ委員ニ託サレズシテ、直グト即決
アラムコトヲ……

○副議長(侯爵黑田長成君) 別ニ御發議ガゴザイマセネバ採決ヲ致シマス、
本建議案ヲ可トセラレル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○副議長(侯爵黑田長成君) 過半数ト認メマス

○副議長(侯爵黑田長成君) 議事日程第六、水難救護法中改正ノ請願、第七、
朝鮮米移入稅撤廢ニ關スル請願、第八、郵便局設置ノ請願、第九、借地權救濟ニ
關スル請願、第十、廣島江津間鐵道速成ノ請願、第十一、川邊能代間鐵道速成ノ
請願、第十二、登記所設置ノ請願、第十三、郵便局設置ノ請願、第十四、膽振鐵
道速成ニ關スル請願、會議

〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

意見書案

水難救護法中改正ノ件

愛媛縣松山市松前町材木商赤木松太郎外十七名呈出

山口縣下關市大字岬之町材木商吉永米藏外二十八名呈出

右ノ請願ハ水難救護法ハ海上風波又ハ河川洪水ノ爲ニ漂流セシ材木ノ保管

其ノ他ニ付テハ到著シタル地ノ町村役場ニ於テ取扱フヘキノ規程ナルカ故ニ實際ノ不便多クシテ木材所有者ハ往往非常ノ損害ヲ蒙ルコトアルヲ以テ該法第二十四條以下各條中「市町村長」トアルヲ「警察署」ト改正セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正二年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

意見書案

朝鮮米移入稅撤廢ニ關スル件

大阪朝鮮貿易商同業組合代表者岩木六兵衛呈出

右ノ請願ハ外米輸入關稅ハ内地ニ於ケル米穀ノ供給ト米價ノ調節トヲ阻碍シ社會上及國家經濟上ニ至大ノ惡影響ヲ及ホスノミナラス朝鮮ノ開拓ヲ妨クルモノナルヲ以テ少クトモ朝鮮米ノ移入關稅ヲ撤廢セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正二年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

意見書案

郵便局設置ノ件

島根縣那賀郡木田村長佐々岡延藏呈出

右ノ請願ハ島根縣那賀郡木田村ハ郵便事務頻繁ナルニ拘ラス遠隔ナル今市郵便局ノ管轄ニ屬シ不便甚シキヲ以テ同村ニ郵便局ヲ設置セラレムコトヲ請願シ屢議院ノ採擇ヲ得タルニ拘ラス未其ノ實行ヲ見サルハ同村ノ位置郡ノ一隅ニ僻在スルニ歸スルカ如シ果シテ然ラハ之カ不便ヲ除ク爲更ニ一新線路ヲ開設シ以テ同村ト邑智郡長谷村ヲ管轄スル郵便局ヲ同村ニ設ケラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正二年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

意見書案

借地權救済ニ關スル件

東京市本所區龜澤町二丁目辯護士磯部四郎外百八十二名呈出

右ノ請願ハ明治四十二年法律第四十號ハ所謂地震賣買ノ惡弊ヲ絶ツニ至リタルモ地主ハ尙從來ノ慣習ニ基ケル二三年又ハ五年等ノ短期借地契約ノ滿了ト同時ニ堅牢ナル家屋ニ對シ明渡ノ要求ヲ爲スモノ續出スルハ借地權ニ關スル法律ノ不備ナルニ歸因スルヲ以テ之カ規程ノ制定ヲ議院ニ請願シ既ニ採擇ヲ得タルモ未成案ノ確定ヲ見ス依テ速ニ之カ解決ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正二年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

意見書案

廣島江津間鐵道速成ノ件

島根縣邑智郡日貫村平民公吏山崎多助呈出

右ノ請願ハ廣島江津間ノ鐵道ハ獨交通ノ利便ヲ開發スルノミナラス地方產業ノ發達ヲ促シ且軍事上ニ重大ナル關係アルヲ以テ速ニ之カ工事ニ著手セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正二年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

意見書案

川邊能代間鐵道速成ノ件

青森縣西津輕郡深浦村長嶋川一覺外十五名呈出

右ノ請願ハ政府ハ曩ニ奥羽本線ノ支線トシテ青森縣川邊黒石間ノ鐵道ヲ完成セラレ更ニ川邊ヨリ藤崎、板柳、五所川原、木造、鰺ヶ澤、深浦及岩崎ノ諸町村ヲ經テ秋田縣能代ニ至ル鐵道ノ敷設ニ關シ諸般ノ調査ヲ遂ケラレタリト聞ク而シテ本線ノ完成ハ沿道地方ノ産業ヲ振興セシムルノミナラス國家ノ進運ニ必要ナルヲ以テ速ニ之ヲ起工セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正二年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

意見書案

登記所設置ノ件

青森縣西津輕郡稻垣村長代理助役藤田藤左衛門呈出

右ノ請願ハ青森縣西津輕郡稻垣村ハ登記事務頻繁ナルニ拘ラス該事務ハ距離遠ク交通極メテ不便ナル車力及木造ノ兩登記所ニ分屬セラレ登記申請者ノ困難甚シキヲ以テ稻垣村ニ登記所ヲ設置セラレムコトヲ請願シ既ニ議院ニ於テ採擇ヲ經タルモ未其ノ實行ヲ見ス而シテ之カ設置ノ費用等ハ同村ニ於テ之ヲ寄附スヘキヲ以テ速ニ之カ設置ノ實ヲ舉ケラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正二年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

意見書案

郵便局設置ノ件

東京府南葛飾郡小岩村長中川喜作外二名呈出

右ノ請願ハ東京府南葛飾郡小岩村、篠崎村及鹿本村ハ交通ノ要衝ニ當リ往來頻繁ニシテ各種ノ産業發達セルニ拘ラス未郵便局ノ設ナク不便甚シキヲ

以テ以上三箇村ヲ一區域トスル郵便局ヲ交通至便ナル小岩村ニ速ニ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正二年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

意見書案

膽振鐵道速成ニ關スル件

北海道虻田郡真狩村平民農加納富貴松外八十四名呈出

右ノ請願ハ膽振國室蘭港ヲ起點トシ輪西、西紋龜、長流別、壯瞥、洞爺及留壽都ヲ經テ俱知安村ニ於テ函館本線ニ連絡スル鐵道ハ沿線地方ニ於ケル無限ノ富源ヲ開發シ北海道拓殖ノ大計上緊要ナルヲ以テ速ニ之ヲ敷設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正二年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

○副議長(侯爵黑田長成君) 是等ノ請願ヲ全部採擇スベシトセラル、諸君ノ御起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○副議長(侯爵黑田長成君) 過半数ト認メマス

○副議長(侯爵黑田長成君) 本日ノ會議ハ是ニテ終リマシタ、次ノ議事日程ハ本院彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ散會ヲ致シマス

午前十一時五十六分散會